

○十八番(東田正治君) 愚問と言われるかもしれませんが、(笑聲) ちよとあかんないので教えていただかない人ですが、この児童遊園冬例の第一条に見えまして、ちよとお聞きしたいわけですが、いま、市民のニーズでも大変多様化されていることは御存じのとおりでございしますが、この公園等の損害補償、こういう保険が掛けられていると思います。

それで、あま例を見ますと、たとえば損害の賠償の義務というのはうたわれていますが、補償ということに対してはうたわれてはいくでございします。それで、この公園等の管理はどうか、いろいろの教えていただかないと思ひます。

○建設部長(内田和雄君) 公園等の保険でございしますが、私どもの市のうちの、たとえばブランコその他いろいろのもので私どもの方の起因して起る事故、それについては保険は入っております。ただ、たとえば自分で倒れてけがをしたとか、この場合は入っておりません。

○十八番(東田正治君) では、そこでちよとお聞きしたいんですが、では管理はどうか、これはちよとお話します。たとえば、あそこでガラスの破片で子供にらば

来てそれで指等を切つて、そこで子供たちのこれは第一冬例の目的によつて、ここは管理がやはり十分でなうやうなことは私に思ひあけです。そういうところ、目回りなどもうなっているのか、そういう管理をどうしているのか。きれいに清掃がされているのかどうか。それで事故があった場合、今度たとえば救急車で運ばれた場合、その件数が公園で年間どれくらいあるか。その報告がどれくらいするに付されているか、こういう点をちよとお聞きします。(ちよとと済みまへん。休憩を)と呼ぶ音あり)

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後四時三十七分 休憩

午後四時四十八分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長(内田和雄君) 自席から答弁をさせていただきます。

公園に入っております保険は、先ほど申し上げましたように、市の方の過失等によつて起きた場合の保険でありまして、いま、たとえばビールびん割り、そういう物によつて

起きたことの保険はどうかというふうなことでござりますが、現在、私もは週
大体一回ぐらいを目標に囑託の職員が清掃したり、そういう物を片づけたりし、
各場所を回っております。

したがって、たとえばそういうことで事故が起きた場合には民事事件として、市
に対して責任をとるというふうなことは出てまいらんじやないかと思ひます。ただ、
その辺が非常にむずかしいところでござりますが、私ももちろんできるだけ事故の
ないようには管理していくつもりでござりますので、よろしく願ひいたします。

○十八番(東田正治君)　そういうことだと思ひますが、第一条からしまして、健
全な遊び場を与えるということですので、やはり、こういう点は考へるべきじゃ
ないかと思ひます。実際、救急隊の行動をこういう点はやはり連絡を
取つちやんと報告を受けようという態勢というのはこれは必要じゃないかと思ひん
です。

やはり管理者としてそういう点は明確にしていくべきだと、そして、もう少し
管理を十分にして、これからやはりそういう遊び場がますます少なくなつてい
きます。それで、こういう遊び場で、児童公園等が利用される率が高くなつ

てくるわけですから、どうか人員を、これは不足している点があると思ひますが、
どうか、こういう点をもつと前向きに検討していただいて、訴訟とか何とかという
問題の前に、管理をええ方としていけば、こういう問題は私は最小限に免れ
ていくんじゃないかと、まあよく考へますので、御要望申し上げます。

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終ります。

○五番(東浦春浪君)

実際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四五号については、原案のとおり可決
されんことを切玉みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案のとおり可決されたい旨の動議が
提出されましたが、本動議のとおり決することには御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第四五号は、

原案のとおり可決いたしました。

議四十四 議四十五 議四十六 (原) (小野) (松山) 議三十九 議四十 議四十一 議四十二 議四十三

○議長(末次性男君) 日程第九議案第四十六号東京部市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指召をいただきましたので、議案第四十六号東京部市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本案は、福生伝染病院組合が組織されて以来、その事務処理を御案内のとおり福生病院の事務担当職員に兼務をお願いしてまいりました。けれども、専任の職員がそれではいかなかったということでもございまして、今回、東京部市町村職員退職手当組合にそういう職員がおりなかつた関係で加入を従来してまいりました。それで、あらび専任の職員を採用したことに伴いまして、この組合に加入しようというものでございます。

内容でございすべ、別表の関係でございす。組合規約の別表第一――

ずっと書いてございすけれども、これは組合を組織いたします。地方公共団体と指しております。その末尾の「東京部三市収益事業組合」、ふ次に新たに「福生伝染病院組合」、これに加え、さらに別表第二につきまして、これは別表第二と申しますのは、組合委員選挙区及び議員定数、これを定めた表でございまして、「西秋川衛生組合」、ふ次に「福生伝染病院組合」を加えようとするものでございす。

なお、附則におきまして、この規約は、東京部知事の許可のある日から施行するということに相なっております。

大変な難題でございしたに、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げたわけでございす。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議七十一 議七十二 陳 二 請 二 議四十七 議四十八 議四十九 議五十 議五十一 議五十二 議五十三 議五十四 議五十五 議五十六 議五十七 議五十八 議五十九 議六十 議六十一 議六十二 議六十三 議六十四 議六十五 議六十六 議六十七 議六十八 議六十九 議七十

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終ります。

○五番(東浦春浪君)

さ際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十六号については、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第四十六号は、

原案どおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第十議案第四十七号昭和五十六年度福生市

一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君)

議案第四十七号昭和五十六年度福生市一般会

計補正予算(第二号)につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本予算のまず冒頭といたしまして、まず歳出におきましては、先ほど御提案いたしました報酬条例に関連いたします報酬の改定に伴います約一千五百三十五万円の追加と、それから庁舎外部の手すりの改修工事一千百万円。第二給食センターにおける連続米飯炊飯機の導入設置の七百九十四万四千円及び飯称福生心身障害者(児)生活実習室の新築に伴う工事費の減額等でありまして、それに対する財源といたしましては、国庫補助金及び部委託金、予備費等によりて編成されております。

それでは、まずページをお開きいただきますと思います。

既設予算に一千八百八万九千円を追加いたしまして九十六億一千四百六十五万九千円と定めようとするものでございます。

地方債につきましては、事業の関連から補正をいたさうとするものでございます。

次に内容につきまして御説明申し上げます。

二ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入につきましては、国庫支出金一千三百八十九万九千円の追加補正であります。これは防衛道路救正備事業補助金の補助率が三分の二から四分の三に改正されたための増額分一千百三十七万七千円と第二給食センター連続米飯炊飯機導入に付する補助金で、これは機器に付して二分の一の補助がございまして二百五十九万二千円となっております。

次に部支出金につきましては五十一万円の追加でございますが、内容といたしましては部議会選挙における委託金の追加分。

次に財産収入の五十八万円の追加補正ですが、この収入は第二給食センターの連続米飯機の導入に付しまして旧炊飯機の売り払い収入でございます。

次に市債につきましては三百九十九万円の減額補正であります。これは防衛施設周辺道路救正備事業債であり、補助金が増額になったための自己負担が減少となり、それに伴いまして市債も同様減となるための減額であります。

以上で歳入補正額は、増減の結果一千八百九十九万九千円の追加補正と相なり、

歳入総額は九十六億一千四百六十五万九千円と相なります。

次に歳出につきまして御説明申し上げます。

三ページをお開きいただきたいと思います。

まず議会会費につきましては八百八十八万円の補正でございますが、これは先ほどの提案いたしました議員報酬の改定に伴う人件費のみでございます。

次に総務費につきましては一千四百七十五万五千円の追加補正でございます。

まず総務管理費におきましては特別職の報酬の改定並びに庁舎外部手すり等の破損による改修工事一千百万円と行政事務連絡員報酬改定六十八万八千円等となっております。徴税費につきましては一万二千円の補正でございますが、

固定資産評価審査委員並びに農地課税審議会委員の報酬の改定分でございます。

選挙費につきましては、選挙管理委員会の報酬、部議会議員選挙に要する経費の五十六万五千円と農業委員会委員選挙費に関する各委員報酬改定等の追加でございます。次に監査委員につきましても委員報酬の改定の人件費でございます。

次に民生費につきましては七百六十七万五千円の減額補正でありまして、当初計画

してあります。仮称福祉心身障害者(児)生活実習室改築工事の建物面積が
百三十二平方メートルを計画してありましたが、今回七十八平方メートルに変更いたしました。
関係から減額七百六十五万円と民生委員推せん会委員並びに駐留軍関係
離職者対策協議会委員の報酬の改定、それと同時に、今回、社会福祉協力委員
の設置に伴う報酬の二百四十九万五千円の増額と民生委員及び児童委員報酬
の廃止による減額二百五十二万六千円でございます。差し引き増減の結果、減額
補正にわたる次第でございます。

土木費につきましては、先ほど申しましたとおり防衛補助事業に関連いたします緊
急道路工事費の追加分が三百二十二万円と都市計画審議会委員の報酬改定
によります人件費。

次に消防費につきましては消防団の団長以下団員と防災会議委員報酬改定
による追加補正であります。

次に教育費につきましては九百二十万七千円の追加補正でありまして、まず教育総
務費におきまして八十九万三千円の追加補正で、教育委員及び教育長の報酬改
定による補正で、次に学校給食費につきましては七百九十五万四千円の補正でござ

います。給食運営審議会委員の報酬改定による追加分と今後の給食にお
ける米飯給食回数増加と作業の効率化を回ります関係から給食による
経費の費用でございます。第二給食センターに連続米飯炊飯機の導入に付す
る追加補正でございます。

社会教育費につきましては三十万円の追加補正でござ
います。青少年問題協議会委員あるいは文化財保護審議会委員の報
酬の改定と新たに公民館運営審議会委員に付して報酬を支払うことにな
るための追加補正と公民館運営審議会委員の事務経費が五万三千円の組
みかえによる補正となっております。

次に保健体育費につきましては六万円の追加でございまして、体育指導委員の
報酬改定の人件費のみでございます。

次の予備費につきましては、歳出財源調整のための一千八百十八万円を減額補
正しようとするものでございます。

歳出追加補正合計は一千八百九十九万円となり、歳出総額が九十六億一千四百
六十五万九千円と相なる次第でございます。

次に四ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正でございますが、先ほど申しましたとおり、防衛施設周辺道路整備事業に付しまして、地方債三百九十九万円を減じまして、限度額を二千二十万円に変更しようとするものでございまして、五十六年度の地方債総額を四億二千三百九十九万円とするものでございます。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に付する質疑を行います。

○二十番(指田保雄君) 担当が変わりましたので、学校給食費についてお伺いしたいんですが、連続米飯炊飯機、これは児童に良好な給食を提供しようという事で実施されていると思いますが、給食を受けている児童というのは、これから福生市の先頭に立っていく大事なことでございまして、そういって子供たちびどういった給食を食べているのかという事は私たちも大いに関心を持っていますのでありまして、できればこれは年々材料が変わったりメニューが変わったりということもあると思いますし、進歩していくことはあっても退歩することは無いと思っておりますが、年に一回ぐらい

は本会議だとか委員会とか、そういう機会を利用して給食を、試食とか、そういうことができるかどうか聞きたいと思っております。

○教育次長(八木房雄君) 自席からお答え申し上げます。

御指摘のとおり、学校給食につきましては非常に子供たちも喜んでおります。特に米飯につきましては子供たちから強い要望がございまして、回数もふやしたいなというふうな要望がございまして、

いま御指摘の件でございますが、私どももぜひ試食をしていただければというふうに考えておりますので、御要望がありましたら、ぜひとつそのようにしていきたいというふうに考えておりますので、その節はよろしくどうぞお願いいたします。

以上、お答え申し上げます。

(「了解」と呼ぶ音あり)

○十一番(原敏子君) いまの関連で一つだけ聞かせていただきたいと思います。連続炊飯機が使用されるようになりまして、いま月に二回米飯給食を食べておりますけれども、それほどの程度回数もふえるか、それだけ。

○教育次長(八木房雄君) お答え申し上げます。

いま、五十五年度までにつきましては年二十回実施していただきでございしますが、現在連続炊飯機が設置されますれば、来年度については月四回を目標に年四十回以上を目標にしていただきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただ、議題となっております議案第四十七号については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただ、東浦春浪君から、本会には総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よつて議案第四十七号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第十一議案第四十八号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 田村忠雄君登壇)

○福祉部長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので、議案第四十八号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)につきまして、御説明を申し上げます。

本予算につきましては、先ほど上程されました非常勤の特別職の報酬の改正に基づきます国保の運営委員などの報酬の差額の補正でございします。

総務費におきまして二万二千元を増額いたすわけでございしますが、予備費におきまして同額の二万二千元を減額いたそうとするものでございます。

総額におきましては十一億四千六百万円で変更はございません。

けなはだ難駁でございますが、慎重御審議を賜りまして、御認定賜りますようお願ひ申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦昏浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十八号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま東浦昏浪君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十八号は、厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十二議案第四十九号昭和五十六年度福生市福生部

市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名により、議案第四十九号昭和五十六年度福生市福生部市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第一号)の御説明を申し上げます。

本予算の補正は、土地地区画整理事業議会委員及び評価委員に要する報酬の改定に伴うものでございます。

内容について説明申し上げます。

二ページでございますが、事業費の福生駅東口地区事業費の報酬を二万八千円増額補正をし、その財源として予備費を二万八千円減額いたしましたというもので

でございます。

以上、雜駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上、提案理由の説明は終了いたしました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上、質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) お際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十九号については、建設委員会に付託されんことを伺います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よって議案第四十九号は、建設

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君)

この際、日程第十三から日程第十六までの四案を一括して上程いたします。

日程第十三議案第五十号福生市表彰条例に基づく自治功労者についてから日程第十六議案第五十三号福生市表彰条例に基づく自治功労者についてまでの四案を一括して議題といたします。

本四案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第五十号から議案第五十三号までの四議案について御説明を申し上げます。

この四議案は福生市表彰条例に基づく自治功労者について、表彰条例第四十条の規定により表彰いたそうとするものでございます。

まず議案第五十号は、福生市収入役として三期——十二年にわたり福生